

## 9. 遺産確認の訴え～最判昭 61.3.13【百選 22】

### 【論述例】

- 1 訴えの利益とは、原告が提起した訴えについて裁判所が本案判決をする必要性ないし実効性をいう。

確認の訴えの対象は論理的に無限定であり、限界付けが特に重要となる。しかも、確認の訴えには「既判力」(114条)しか発生せず、強制的実現を伴わないから、そのような判決を得ておく実益は低い。このような意味で、確認の訴えの利益が認められる場合は相当限定されることになる。すなわち、確認の利益が認められるのは、確認の訴えが紛争の抜本的な解決に資すると認められる場合に限られる。具体的には、①対象選択の適否、②即時確定の利益、③方法選択の適否を基準に判断する。

- 2 まず、①対象選択の適否とは、確認対象として選んだ訴訟物がその紛争解決にとって有効適切かという問題であり、原則として、自己の現在の権利・法律関係の積極的確認が許される。通常は、他人間や過去・将来の権利・法律関係あるいは事実の確認をしても必ずしも直接的に現在の自己の法的紛争の処理の役に立たず、また消極的確認請求も一般には現在の紛争解決にとっては回り道だからである。

ここで、遺産確認の訴えは、被相続人が死亡(に接着する)時点において財産を所有していたという過去の一定時点での権利関係の確認請求であり、現在の確認請求ではないから、①対象選択の適切性が認められないとも思える。

しかし、遺産確認の訴えは、端的に、当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであり、現在の法律関係の確認請求である。

したがって、①対象選択の適切性を認めることができる。

- 3 次に、②即時確定の利益は、現に原告の有する権利又は法律関係に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り認められるところ、Xらは①～⑩のいずれの物件も遺産分割の対象として加えるべきことを主張したのに対して、Y1らは、それらが亡Aの遺産に属することを争ったため、遺産分割調停は不調に終わり、審判手続に移行したが事実上手続は進行しなかったというのであるから、亡Aの遺産帰属性に関する争いがあり、現にXらの有する権利又は法律関係に危険又は不安が存在し、かつ、これを除去するためYらに対し確認判決を得ることが必要かつ適切といえる。

したがって、②即時確定の利益も認めることができる。

- 4 次に、③方法選択の適否とは、当該紛争の解決にとって、確認の訴えという手段が有効かつ適切なものでなければならないという原則である。

- (1) ここで、共同相続人間において、共同相続人の範囲及び各法定相続分の割合については実質的な争いがなく、ある財産が被相続人の遺産に属するか否かについて争いのある場合、当該財産が被相続人の遺産に属することの確定を求めて当該財産につき自己の法定相続分に応じた共有持分を有することの確認を求める訴えを提起することは、もとより許されるものであり、通常はこれによって原告の目的は達しようところであるから、②方法選択の適切性が認められないとも思える。
- (2) しかし、かかる訴えにおける原告勝訴の確定判決は、原告が当該財産につき共有持分を有することを「既判力」をもって確定するにとどまり、その取得原因が被相続人からの相続であることまで確定するものでないことはいうまでもなく、当該確定判決に従って当該財産を遺産分割の対象としてされた遺産分割の審判が確定しても、審判における遺産帰属性の判断は「既判力」を有しない結果、のちの民事訴訟における裁判により当該財産の遺産帰属性が否定され、ひいては当該審判も効力を失うこととなる余地があり、それでは、遺産分割の前提問題として遺産に属するか否かの争いに決着をつけようとした原告の意図に必ずしもそぐわないこととなる一方、争いのある財産の遺産帰属性さえ確定されれば、遺産分割の手続が進められ、当該財産についても改めてその帰属が決められることになるのであるから、当該財産について各共同相続人が有する共有持分の割合を確定することは、さほど意味があるものとは考えられないところである。

これに対し、遺産確認の訴えは、上記のような共有持分の割合は問題にせず、端的に、当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを「既判力」をもって確定し、したがって、これに続く遺産分割審判の手続において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができるところである。

なお、共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係は、基本的には民法 249 条以下に規定する共有と性質を異にするものではないが、共同所有の関係を解消するためにとるべき裁判手続は、前者では遺産分割審判であり、後者では共有物分割訴訟であって、それによる所有権取得の効力も相違するというように制度上の差異があることは否定しえず、その差異から生じる必要性のために遺産確認の訴えを認めることは、分割前の遺産の共有が民法 249 条以下に規定する共有と基本的に共同所有の性質を同じくすることと矛盾するものではない。

したがって、③方法選択の適切性も認めることができる。

- 5 よって、確認の利益は認められるから、Xらの前記請求に係る訴えは適法である。

注1) 論述例1第1段落については川嶋隆憲・百選 46 頁、同2第1段落第一文「確認対象から「という問題」までについては大坪丘・最判解民事篇平成 11 年度(上) 5 頁、同第2段落及び第3段落については水野武・最判解民事篇昭和 61 年度 148 頁、同3「②」から「認められる」までについては最判昭 30.12.26、同4柱書については大坪・前掲書 5 頁を参照。

注2) 本判決に関連して、最判平元.3.28【百選 95】は、「遺産確認の訴えは、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであり、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象である財産であることを既判力をもって確定し、これに続く遺産分割審判の手續及び右審判の確定後において、当該財産の遺産帰属性を争うことを許さないとすることによって共同相続人間の紛争の解決に資することができるのであって、この点に右訴えの適法性を肯定する実質的根拠があるのであるから……、右訴えは、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要するいわゆる固有必要的共同訴訟と解するのが相当である」と判示している。

注3) 同じく本判決に関連して、最判平 12.2.24【百選 23】は、「民法 903 条 1 項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分又は指定相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額をもって右共同相続人の相続分(以下『具体的相続分』という。)とする旨を規定している。具体的相続分は、このように遺産分割手續における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、それ自体を実体法上の権利関係であるということとはできず、遺産分割審判事件における遺産の分割や遺留分減殺請求に関する訴訟事件における遺留分の確定等のための前提問題として審理判断される事項であり、右のような事件を離れて、これのみを別個独立に判決によって確認することが紛争の直接かつ抜本的解決のため適切かつ必要であるということとはできない。」「したがって、共同相続人間において具体的相続分についてその価額又は割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法であると解すべきである」と判示している。